

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
		WS-X120033B
携行型映像伝送装置一式の賃貸借	作成	令和6年6月11日
	変更	令和7年6月20日
	作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する携行型映像伝送装置一式（以下，“装置”という。）の借上げについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-C000001による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装プ武第188号（31.1.9）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防経装第9246号（21.7.31）]

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）[運情第9249号（19.9.20）] 別冊（注意）

1.3.2 関連文書

陸上自衛隊の情報保証に関する達 [陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17）]

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）[装管調第807号（令和3年1月21日）]

2 借上げに関する要求

2.1 一般的要求事項

本装置は、民間LTE網を使用し、ビデオカメラ等で撮影した映像・音声をリアルタイムで伝送するものである。

2.2 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応は、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

2.3 機能・性能

2.3.1 指示者側ソフトウェア

プログラムインストールやアップデートは、ウェブ画面からの手動によるインストールによりおこなわれ、管理者権限が不要なくユーザー権限で行われるものとする。また、作業指示者側のPCを含めてスマートグラスやスマートホンなどのデバイスを問わず同時に6端末まで接続できるものとする。

a) メイン画面

作業指示者側のPC画面において一部又は全部の映像をポップアップさせて拡大・縮小ができ、特定の映像を全体表示できるものとする。

b) 映像機能

- 1) 映像コーデックとして、H. 264又はVP9であること。
- 2) ビデオサイズ（解像度）は通信環境に応じて自動的に変更され、安定したリアルタイム通信が維持されること。
- 3) 自己画像の表示／非表示が選択可能なこと。

c) 画像等共有

- 1) 指定したWebページを参加者全員に共有できること。
- 2) PDF、テキスト、画像ファイルをアップロードして参加者全員と共有可能なこと。
- 3) PDF又はOffice形式で、表示している画面上にペンツール等の描画・消去が行え、他の参加者と表示画面が同期されること。
- 4) 作業指示者の操作によりPC画面上の一部をスマートグラスのディスプレイに表示できること。

d) アプリケーション共有

特定のアプリケーションデスクトップ画面全体を他の会議参加者とリアルタイムで共有するための画面共有機能を有していること。

なお、共有された画面は指示者の移動や拡大・縮小などの操作が他の参加者に自動的に反映されること。

e) 録画・録音

- 1) 300分以上の連続録画ができ、録画した動画をwebm形式の動画ファイルとして保存可能なこと。
- 2) 録音・録画・撮影は作業指示者と作業者の双方で行うことができること。

f) リモート

- 1) 作業指示者からスマートグラス越しに、作業指示のポインターを表示させる機能を有すること。
- 2) スマートグラス側単独でグラス上に資料などを投影する機能を有すること。なお、当該機能は指示者側ソフトウェアの機能となり、作業側が使用しているデバイスによっては利用できない場合がある。

2.3.2 現場側ハードウェア

- 1) 頭部に固定し、ハンズフリーで利用できるほか、本体 300g 以下であること。
- 2) メガネ型又はメガネの上から装着できるタイプであり、インターネットと接続できること。

2.4 借上げ品目

借上げ品目は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 借上げ等期間

借上げ等期間は、調達要領指定書による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約者は装置取扱に際し、無償で必要な取扱教育、技術的助言及び装置の設定を行うこと。

4.1.2 装置の過不足、不具合が発見された場合は、速やかに代替品と交換するものとし、装置の交換等の諸経費は契約者の負担とする。

4.2 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成などを行った情報であって防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”によって（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）適切に管理する。この場合、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などを行った一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは、保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 契約の相手方は、運用期間終了に伴い官側の情報が含まれるハードディスク及び機器などの情報を消去する。

なお、消去方法は、官側の同意を受けた方法によって実施するものとし、消去証明書を官側に提出し承認を受ける。

4.3 情報セキュリティの確保

装置は，“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、当該装置の構成品のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。また、契約者は官側から指示があった場合には、速やかに対象製品の製造元などに関する資料を提出するものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求番号	5SNU1AB0004
	調達要求年月日	令和7年6月25日
	作成部隊	九州補給処
	作成年月日	令和7年6月25日
品名	携行型映像伝送装置一式の賃貸借	
仕様書番号	WS-X120033B	

指定事項：携行型映像伝送装置一式の賃貸借について、本仕様書を補足する。

2.4 借上げ品目

品名及び仕様、数量は、表1の通りとする。

表1-品名、数量等

品名及び仕様	数量
スマートグラス「メガネ型、MIRZA相当、インターネットと接続する端末及び回線費込み」	2式
スマートグラス「メガネの上から装着できるタイプ、VuzixM400相当」	2式
スマートグラス用モバイルルータ「回線費込み」	2式
作業支援用ノートPC「Windows11以上」	4式
作業支援用ノートPC用モバイルルータ「回線費込み」	4式

2.5 借上げ等期間

使用地域（納品先）及び借用期間は、表2の通りとする。

表2-使用地域（納品先）及び借用期間

使用地域（納品先）	借用期間
目達原駐屯地	令和7年8月29日（金）
	～
	令和8年3月31日（火）

※運搬費について

往復の運搬費については業者負担とする。